

天草市重度心身障害者訪問入浴車派遣サービス事業利用料内規

天草市重度心身障害者訪問入浴車派遣サービス事業実施要綱

(利用料)

第 11 条 入浴車の入浴サービスの利用料の額は、市長が別に定める。

市長が別に定める利用料について

障害者総合支援法に合わせて 1 割負担を採用

訪問入浴車の派遣に要する費用は、10,000 円／回とし、利用者は利用料として、費用の 1 割に相当する額を負担するものとする。

この場合において、算定した負担額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合の利用者負担の額は、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 市民税非課税世帯 無料
- (2) 市民税所得割 16 万円未満の世帯 月額 9,300 円
- (3) 18 歳未満の者であって 市民税所得割 28 万円未満の世帯 月額 4,600 円